

提出日：西暦2015年3月2日

## 社外研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所 報告者：小川 瑞穂

研修テーマ	事務職員研修「破産管財事件における労働債権の処理と破産債権の認否」
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	愛知県弁護士会会館
受講期間	2015年2月17日 13:30～15:30
研修内容	第1 財団債権と破産債権 第2 労働債権 第3 債権認否 (講師 弁護士 安藤 芳郎先生)
研修の成果及び感想	第1講「財団債権と破産債権の定義及び優先順位について」 財団債権とは、破産手続きによらず、破産財団から随時弁済を受けることが出来る債権であり、主なものとして、破産管財人の報酬や使用人の給料の請求権が挙げられる。 破産債権とは、破産手続き開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であり、財団債権に該当しないものを言います。破産債権の中には、一般の破産債権、優先的破産債権等、いくつか種類がありそれぞれ優先順位が決められている。 第2講「労働債権について」 まず、労働債権としての根拠(就業規則、タイムカード等)を確認する。 労働債権の位置づけとしては、財団債権に該当するもの(破産前3か月分の給料の請求権等)、優先的破産債権に該当するもの(給料その他債務者と使用人との雇用関係に基づいて生じた債権)、劣後的破産債権に該当するもの(破産手続き開始後の利息および損害金の請求権)がある。 第3講「債権認否」 破産管財人の債権認否の結果は、確定判決と同一の効力を持つ。 「認めない」旨の認否は撤回できるが、「認める」旨の認否をしたら撤回できない。よって、債権届出書を受領したら、早めに認否の検討に着手する。 (感想)分かりやすい講義で、大変勉強になりました。レジュメも見やすく箇条書きになっているので、日々参照して業務に生かしていきたいと思えます。
添付資料	レジュメ、資料(債権調査における認否の手引き)
受講者	小笠原、小川